○都市計画税の使途

都市計画税は、都市計画事業(都市計画道路の整備、下水道整備、公園整備など)及び土地区 画整理事業等の経費に充てるために課税される目的税です。

刈谷市の決算における、都市計画税及び都市計画事業費への充当状況については、下記のとおりです。

【年 度】

令和5年度 決算

【歳入】

都市計画税

3,082,595 千円

【歳 出】

都市計画事業に要する経費

3,986,844 千円

(単位:千円)

		(単位・1円)
区分	全体事業費	都市計画税 充当額
街 路	521, 550	207, 809
公園	1, 576, 967	1, 030, 495
下水道	1, 111, 375	1, 094, 297
そ の 他	720, 083	693, 125
市街地開発事業	0	0
都市計画事業計	3, 929, 975	3, 025, 726
土地区画整理事業	0	0
地方債償還額	56, 869	56, 869
合 計	3, 986, 844	3, 082, 595